

Ver 1.4

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	北海道有林森林吸収エコビジネス支援プロジェクト ～「キキタの森」の間伐促進プロジェクト～
プロジェクト 代表事業者名	北海道知事 高橋 はるみ



提出日 平成23年10月14日
受理日 平成23年10月14日
最終版提出日 平成23年11月25日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 1			
事業者名(フリガナ)	北海道(ホッカイドウ)		
住所	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目		
代表者氏名	北海道知事 高橋 はるみ	担当者氏名	関根 進
担当者所属	水産林務部森林環境局道有林課	担当者役職	主査(道有林整備)
担当者 E-mail	sekine.susumu@pref.hokkaido.lg.jp	担当者 電話番号	011-204-5520
プロジェクトでの役割	本道道有林の間伐実施によるCO ₂ 吸収量を算定し、J-VER申請を行う。		
プロジェクト事業者 2			
事業者名(フリガナ)	北海道(ホッカイドウ)		
住所	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目		
代表者氏名	北海道知事 高橋 はるみ	担当者氏名	関根 進
担当者所属	水産林務部森林環境局道有林課	担当者役職	主査(道有林整備)
担当者 E-mail	sekine.susumu@pref.hokkaido.lg.jp	担当者 電話番号	011-204-5520
プロジェクトでの役割	同上		
プロジェクト参加者 3,4			
事業者名(フリガナ)	-		
住所	-		
代表者氏名	-	担当者氏名	-
担当者所属	-	担当者役職	-
担当者 E-mail	-	担当者 電話番号	-
プロジェクトでの役割	-		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5			
事業者名(フリガナ)	北海道(ホッカイドウ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 6	未開設		
ダブルカウントの防止の措置 7			
ダブルカウントの防止 措置を講ずる事業者 等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>北海道</u>		

<p>ダブルカウントの防止 措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、 に燻を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

<p>【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/index.htm 出版物 (環境報告書/定期刊行物) その他 具体的に: _____</p> <p>現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p>公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____ その他 _____ 具体的に: _____</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--

- 1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- 3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- 5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- 6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- 7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B: プロジェクト活動の概要	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容 【目的及び内容】</p> <p>道有林とは、明治39年に市町村の振興への寄与を目的とした「公有林」及び森林経営の模範を示す「模範林」として国から譲与されたことに始まり、その後、様々な経過を経ながら、現在は道民共通の財産として北海道が所有し、整備及び管理をしている森林である。道有林は、宗谷総合振興局を除く13の総合振興局(振興局)に分布しており、その面積は、茨城県の面積に匹敵する約61万haで、北海道の土地面積の約8%、全道の森林面積の約11%を占めている。</p> <p>道では、道有林において国土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、野生生物の生息の場など公益的機能の発揮を最重点とする森林の整備・管理を推進してきている。戦後造林してきた人工林は約13万haあり、間伐などの保育を必要とする育成途上の森林が多く存在し、これらについては、間伐などの森林整備を計画的に実施していく必要がある。</p> <p>道民共通の財産である道有林の森林整備の結果については、実施面積や伐採材積で評価・公表してきた。森林整備(間伐)により発生した温室効果ガス吸収量について認証する(J-VER)制度に基づくカーボン・クレジットを取得し、森林の持つ「地球温暖化の防止機能」の定量化を図り、その数量を公表することで、道が実施する森林整備の効果をわかりやすく示す「森林整備の『見える化』」を促進することができる。</p> <p>また、取得した道有林のJ-VER(カーボン・クレジット)はカーボン・オフセットに取り組む企業に販売していく。森林の公益的機能の発揮に配慮した整備・管理を実施している道有林のJ-VER(カーボン・クレジット)を活用(購入)することはその企業にとって企業価値の向上に資することになるとともに、製造した商品の付加価値向上や競争力強化を図ることになる。</p> <p>北海道は、その気候・風土から「食と観光、環境」が特徴として挙げられる。その中でも、本プロジェクトの対象地域である「羊蹄・ニセコ地区」及び「大雪地区」は、北海道を代表とする「食と観光、環境」の中心地域である。販売の対象を北海道の工業出荷額の約4割を占める食品製造業にすることで、北海道経済の活性化を図ることができる。</p> <p>なお、北海道各地に存在する道有林のJ-VERを地元企業が活用することは、カーボン・オフセットクレジット制度の普及・拡大を促進することにもなる。</p>

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

〔森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)〕

当該プロジェクトの対象とした道有林野後志管理区及び上川南部管理区は、ほぼ全域が保安林(水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林など)に指定されているとともに、周辺地域は自然公園(支笏・洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国立公園及び大雪山国立公園)に指定されており、森林の持つ公益的機能を持続的な発揮に配慮した計画的な森林施業を実施する必要がある。

なお、両管理区のプロジェクト対象地の森林資源の状況は次のとおりである。

(1) 道有林野後志管理区(2007年9月現在)

単位 面積:ha 蓄積:m³

区分	カラマツ	トマツ	アカゾマツ	その他針	広葉樹	人工林計	天然林	その他	合計
下	面積		29.44	159.36		6.24	195.04		195.04
	蓄積		4,560	1,207		-	5,767		5,767
	面積			36.80		1.12	37.92		37.92
	蓄積			335		13	348		348
	面積	1.28	1.44	24.80	1.12		28.64	19.04	62.56
	蓄積	91	42	694	40		867	-	867
	面積								
	蓄積								
	面積		28.00	48.64			76.64	18.08	133.92
	蓄積		5,888	3,110			8,998	-	8,998
	面積		276.00			4.32	280.32		280.32
	蓄積		47,999			488	48,487		48,487
	面積		159.04			82.56	241.60		241.60
	蓄積		18,715			4,317	23,032		23,032
	面積	135.84	25.92	0.64		180.00	342.40		342.40
	蓄積	26,192	6,648	140		8,833	41,813		41,813
	面積	198.24	65.28				263.52		263.52
	蓄積	35,833	16,602				52,435		52,435
上	面積	84.00	29.92		1.92	15.36	131.20	5,016.00	12,837.92
	蓄積	14,714	5,625		512	2,316	23,167	7,690.72	1,015,467
計	面積	419.36	615.04	270.24	3.04	289.60	1,597.28	5,053.12	14,395.20
	蓄積	76,830	106,079	5,486	552	15,967	204,914	695,366	1,197,214

その他は、伐採跡地及び除地

・うちプロジェクト対象地

単位 面積:ha 蓄積:m³

区分	カラマツ	トマツ	アカゾマツ	その他針	広葉樹	人工林計	天然林	その他	合計
	面積		0.48			0.48			0.48
	蓄積		80			80			80
	面積								
	蓄積								
	面積			6.72		6.72			6.72
	蓄積			1,679		1,679			1,679
	面積								
	蓄積								
	面積		7.52			7.52			7.52
	蓄積		2,650			2,650			2,650
計	面積		8.00	6.72		14.72			14.72
	蓄積		2,730	1,679		4,409			4,409

その他は、伐採跡地及び除地

(2) 道有林野上川南部管理区(2007年9月現在)

単位 面積: ha 蓄積: m³

区分		カラマツ	トマツ	アカゾマツ	その他針	広葉樹	人工林計	天然林	その他	合計
下	面積	16.32	71.68	941.76		2.72	1,032.48		23.20	1,055.68
	蓄積	-	150	56,372		370	56,892			56,892
	面積		10.56	136.32		3.84	150.72			150.72
	蓄積		397	2,163		-	2,560			2,560
	面積	1.60	106.56	258.24			366.40			366.40
	蓄積	42	10,135	14,073			24,250			24,250
	面積		451.52	292.00			743.52			743.52
	蓄積		80,568	23,307			103,875			103,875
	面積	43.20	916.48	483.36			1,443.04			1,443.04
	蓄積	6,962	210,803	48,693			266,458			266,458
	面積	94.88	1,160.80	389.60			1,645.28	11.84		1,657.12
	蓄積	18,639	283,789	47,967			350,395	1,136		351,531
	面積	42.72	1,434.24	135.36		2.72	1,615.04			1,615.04
	蓄積	8,295	333,725	13,356		264	355,640			355,640
	面積	244.96	1,194.88	66.08		8.64	1,514.56			1,514.56
	蓄積	43,204	255,268	11,567		606	310,645			310,645
	面積	68.64	367.04			0.48	436.16	13.12		449.28
	蓄積	14,350	78,046			121	92,517	918		93,435
上	面積	73.12	382.08		78.24	55.84	589.28	20,092.32	4,463.20	25,144.80
	蓄積	15,163	95,081		17,653	5,801	133,698	2,733,297	132,843	2,999,838
計	面積	585.44	6,095.84	2,702.72	78.24	74.24	9,536.48	20,117.28	4,486.40	34,140.16
	蓄積	106,655	1,347,962	217,498	17,653	7,162	1,696,930	2,735,351	132,843	4,565,124

その他は、伐採跡地及び除地
・うちプロジェクト対象地

単位 面積: ha 蓄積: m³

区分		カラマツ	トマツ	アカゾマツ	その他針	広葉樹	人工林計	天然林	その他	合計
	面積			35.03			35.03			35.03
	蓄積			2,196			2,196			2,196
	面積		35.59	41.31			76.90			76.90
	蓄積		10,971	5,151			14,559			14,559
	面積		77.25	47.11			124.36			124.36
	蓄積		19,840	7,434			272.74			272.74
	面積		58.87	48.28			107.15			107.15
	蓄積		14,328	4,349			18,677			18,677
	面積		37.51	2.88			40.39			40.39
	蓄積		9,553	1,110			10,663			10,663
	面積		11.36				11.36			11.36
	蓄積		3,281				3,281			3,281
	面積		10.08				10.08			10.08
	蓄積		1,350				1,350			1,350
計	面積		230.66	174.61			405.27			405.27
	蓄積		59,323	20,240			79,563			79,563

その他は、伐採跡地及び除地

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

< R001 又は R002 の場合 >

[間伐間隔]、[定量間伐か、定性間伐か]、[間伐率]、[その他の削減・吸収達成手段]

間伐は、目的樹種がうっ閉した状況で、個体の枝張りを確保し成長を促進するため及び下層植生を確保するための間引きをする目的で実施する。具体的な間伐間隔、間伐方法及び間伐率等については、管理区毎に作成する整備管理計画における「人工林育林技術体系図」による。

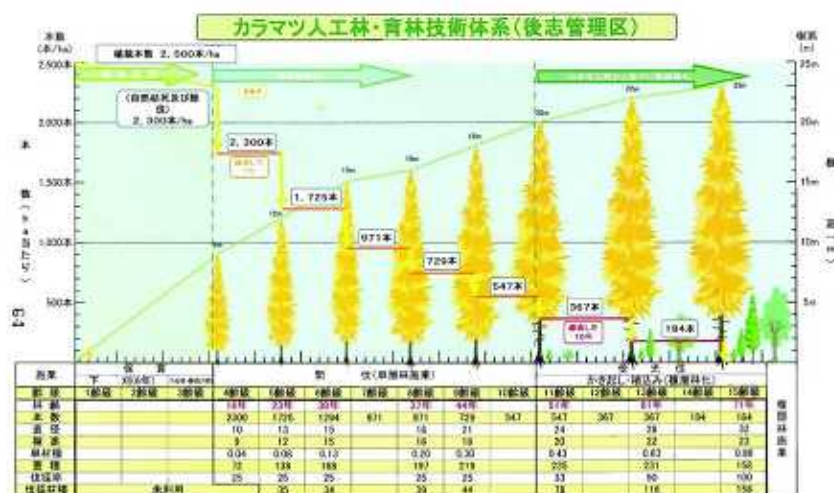
(1) 道有林野後志管理区整備管理計画書

間伐は、トドマツ6～10齡級、カラマツ4～9齡級、アカエゾマツ5～14齡級までを対象とし、間伐の繰り返し年は概ね7年としている。間伐の方法は定性及び定量により選木を行い、材績伐採率で25%を基本とする。

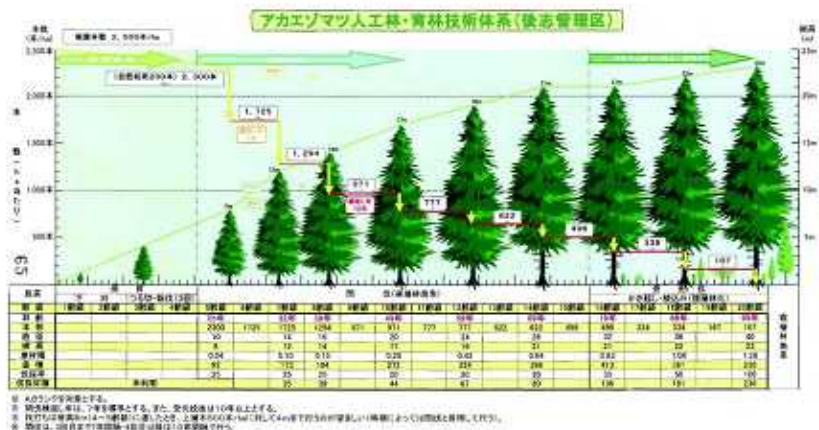
付表2-1(5) 人工林の育林技術体系



※ Aラインを対象とする。
※ 間伐繰り返し年は、7年を標準とする。また、定伐伐採率は10年以上とする。

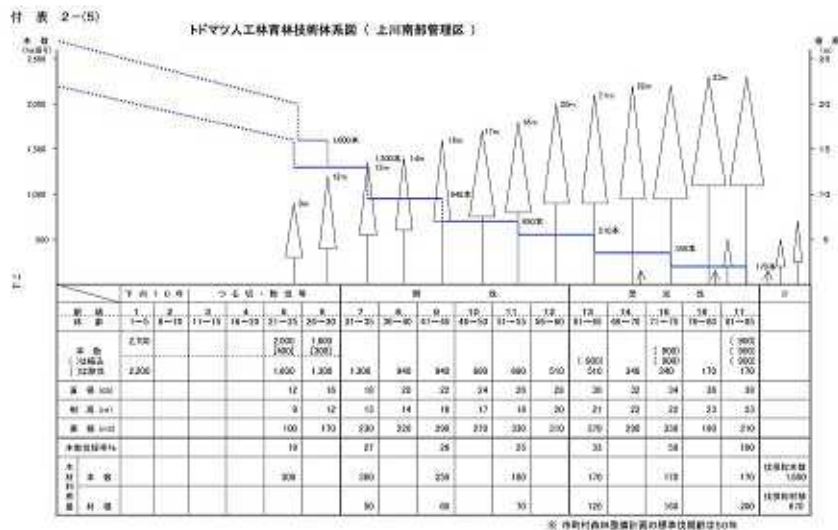


※ Aラインを対象とする。
※ 間伐繰り返し年は、7年を標準とする。また、定伐伐採率は10年以上とする。



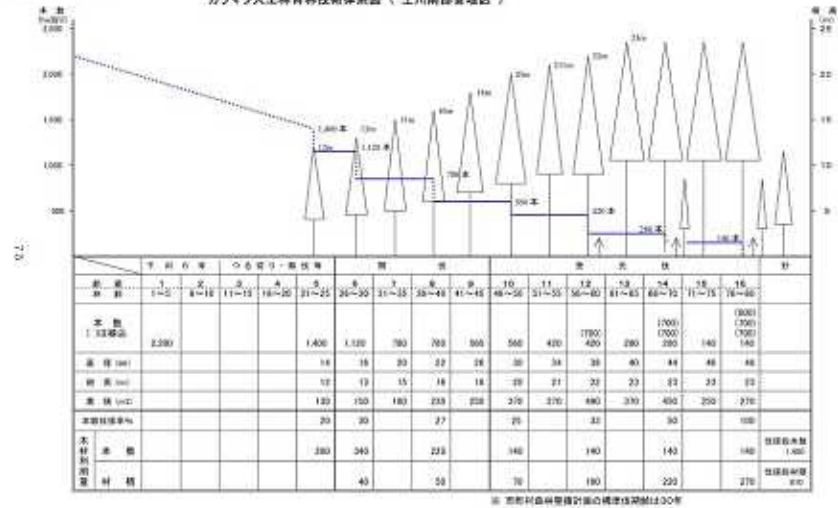
(2) 道有林野上川南部管理区整備管理計画書

間伐は、トドマツ7～11齢級、カラマツ6～8齢級、アカエゾマツ7～14齢級までを対象とし、間伐の繰り返し年は概ね8年としている。間伐の方法は定性及び定量により選木を行い、材積伐採率で20%～30%を基本とする。



付表 2-(5)

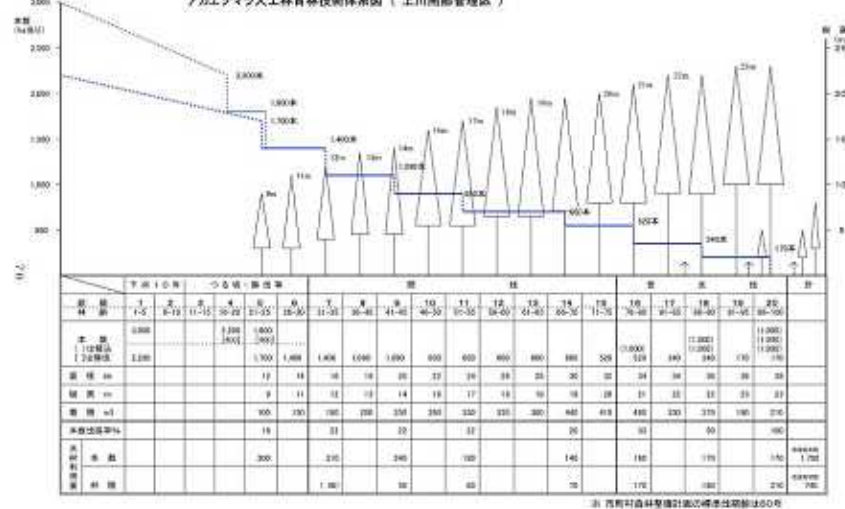
カラマツ人工林育林技術体系区 (上川南部管理区)



※ 初期材量算定計画の標準成長率は30年

付表 2-(5)

アカエゾマツ人工林育林技術体系区 (上川南部管理区)



※ 初期材量算定計画の標準成長率は30年

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること)) 後志総合振興局森林室	
	機器名	メーカー名
	60csx	ガーミン社
	OREGON300	"
	ポケットコンパス	牛方
	VERTEX	ハグロフ社
	輪尺(中堀式TK型)	太陽興産
	上川総合振興局南部森林室	
	機器名	メーカー名
	60csx	ガーミン社
ポケットコンパス	牛方	
VERTEX	ハグロフ社	
輪尺	中堀式	
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	(1) 水産林務部森林環境局道有林課 (2) 後志総合振興局森林室 (3) 上川総合振興局南部森林室
	住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) (1) 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 (2) 北海道虻田郡倶知安町南4条西1丁目 (3) 北海道旭川市永山6条19丁目 森林の所在(間伐実施箇所) 後志管理区(羊蹄・ニセコ地区) 北海道虻田郡ニセコ町字羊蹄140番地 虻田郡真狩村字新陽261番地-1 虻田郡京極町字川西332番地-1 上川南部管理区(大雪地区) 北海道旭川市字瑞穂741番地1、742番地1 上川郡東川町806番地1、806番地2 上川郡当麻町1667番地2、1963番地2、1963番地3 上川郡愛別町字愛山769番地1 上川郡上川町字東雲525番地、527番地1、530番地、532番地

概要

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



後志管理区（羊蹄・ニセコ地区）



上川南部管理区（大雪地区）



B: プロジェクト活動の概要							
B.4 プロジェクト期間		平成21(2009)年4月1日 ~ 平成25(2013)年3月31日					
B.5 クレジット期間 1		平成21(2009)年4月1日 ~ 平成25(2013)年3月31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	-	1,698	3,004	3,159	3,030	10,891
B.7 モニタリング報 告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林環境保全整備事業 農業用水水源地域保全整備事業 森林整備加速化・林業再生事業 治山事業					
	補助金額 (申請額含む)	2,750,319円 2,417,803円 9,260,799円 190,575,000円(工事費全体)					
	補助対象年月日	平成21年4月1日 ~ 平成23年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	(施業履歴及び林齢樹種ごとの実測面積の証跡として使用する補助金受給事業については、資料を必ず添付すること) 森林環境保全整備事業補助金の額の確定通知 他 農業用水水源地域保全整備事業費補助金の額の確定通知 他 森林整備加速化・林業再生事業実施報告書 他 治山事業費補助金の額の確定通知 他 「資料1-S」のとおり					
B.9 他制度への申 請 3	申請の有無 (いずれかに)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)	-					

備考	<p>プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する</p> <p>プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与えるリスクとしては、森林火災や風害、寒害及び乾燥害等の気象災害並びに野ねずみやエゾシカなどの害虫獣害が想定される。</p> <p>また、蓄積や成長量などの森林調査簿データと現地の乖離。</p> <p>各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <p>その対処方法としては、職員実行又は委託による定期的な森林の巡視及び林野火災の予消防、入林マナーの普及啓発など、道有林の適正な管理を実施することでリスクを軽減させることができる。</p> <p>また、適切な間伐などの森林整備の計画的な実施により森林の健全化を図ることで気象災害を軽減させ、害虫獣害に対しては、発生時の早急な処理と日常的なエゾシカなどの適正頭数の管理を森林所有者の責務として実施していく。</p> <p>さらに、森林調査簿データと現地の乖離をなくすため、本プロジェクトに基づくモニタリングの調査結果を反映させることでリスクを軽減することが可能となる。</p> <p>なお、森林調査簿については、施業実施後行っている標準地調査データ等に基づき、適切に照査(修正)を行っており、上記モニタリング調査データともに、森林資源モニタリング調査や道有林独自で実施している固定標準地調査データを活用し、成長率の見直しを行っている(5年毎の整備管理計画策定時)</p>
----	---

- 1:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。
- 2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。
- 3:海外のVER制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. <u>R001 ver.5.0</u>
	方法論名称	森林経営活動によるCO ₂ 吸収量の拡大(間伐促進型プロジェクト)
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条件	説明 1
	C.2.1 条件1	<p>当該プロジェクトの対象地は、森林法第5条で定める地域森林計画対象森林である。</p> <p>後志管理区(羊蹄・ニセコ地区): 後志胆振地域森林計画 (計画期間:平成20年4月1日~平成30年3月31日)</p> <p>上川南部管理区(大雪地区): 上川南部地域森林計画 (計画期間:平成21年4月1日~平成31年3月31日)</p>
	C.2.2 条件2	<p>当該プロジェクトの対象地は、森林施業計画対象森林である。</p> <p>北海道後志支庁長認定 (認定年月日:平成19年8月24日、認定番号 後・19-B1) 「資料2-01」参照</p> <p>北海道上川支庁長認定 (認定年月日:平成19年8月20日、認定番号 上・19-A1) 「資料2-03」参照</p> <p>また、森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地の転用は計画されておらず、間伐対象地外の土地で主伐を計画しているが、伐採後には適切な更新(人工造林等)を計画している。</p> <p>なお、平成21(2009)及び22(2010)年度の間伐は、上記森林施業計画に基づき実施されており、同伐採等の届出書で照会している。 「資料2-02」及び「資料2-04」参照</p> <p>平成24(2012)年9月1日以降(現行森林施業計画の計画期間終了後)も計画的に適切な森林の整備・管理を行っていく必要があることから、引き続き、森林施業計画(森林経営計画)を作成する(参考資料_誓約書のとおり)。</p>
	C.2.3 条件3	<p>(プロジェクト期間に係るすべての施業計画について認定番号を記載)</p> <p>上記のとおり、北海道後志支庁長及び北海道上川支庁長から認定を受けている。</p> <p>後志管理区(羊蹄・ニセコ地区): 認定番号 後・19-B1 計画期間:平成19(2007)年9月1日~平成24(2012)年8月31日 変更:変1-19、変2-20、変3-20、変4-21、変5-21、変6-21、変7-22、変8-22</p> <p>上川南部管理区(大雪地区): 認定番号 上・19-A1 計画期間:平成19(2007)年9月1日~平成24(2012)年8月31日 変更:変1-20、変2-20、変3-21、変4-21、変5-21、変6-22、変7-22</p>

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										
	準拠の説明	説明																	
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない																			
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*																			
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する																			
C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリングパラメータ</th> <th>モニタリングパターン</th> <th>選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動量</td> <td><input type="checkbox"/> 森林 GIS</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 実測</td> <td>間伐実施箇所の測量は実績があり、正確さが期待できるコンパス測量を採用。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡大係数</td> <td><input type="checkbox"/> 実測</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等</td> <td>「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収穫予想表</td> <td><input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)</td> <td>北海道の収穫予想表から作成された【樹種・地位別蓄積樹高管理表】を使用。(「資料4 森林計画照査情報処理要領付録第6号 (第11市町村・樹種別地位管理表(地位テーブル)、第12 樹種・地位別蓄積樹高管理表(蓄積・樹高テーブル)」 P.1・3、P.11～12参照)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐実施箇所の測量は実績があり、正確さが期待できるコンパス測量を採用。	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	北海道の収穫予想表から作成された【樹種・地位別蓄積樹高管理表】を使用。(「資料4 森林計画照査情報処理要領付録第6号 (第11市町村・樹種別地位管理表(地位テーブル)、第12 樹種・地位別蓄積樹高管理表(蓄積・樹高テーブル)」 P.1・3、P.11～12参照)
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																	
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐実施箇所の測量は実績があり、正確さが期待できるコンパス測量を採用。																	
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用。																	
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	北海道の収穫予想表から作成された【樹種・地位別蓄積樹高管理表】を使用。(「資料4 森林計画照査情報処理要領付録第6号 (第11市町村・樹種別地位管理表(地位テーブル)、第12 樹種・地位別蓄積樹高管理表(蓄積・樹高テーブル)」 P.1・3、P.11～12参照)																	
C.4 プロジェクトが実施されなかつ	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>平成19(2007)年以降、森林を健全な状態に保つために必要な間伐が実施されない状態。</p>																	

た場合の状 態(ベースラ インシナリ オ)	特定	(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)						
		<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">データの信頼性・入手可能性</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>低い</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>低くない</td> <td></td> </tr> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない	
データの信頼性・入手可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 低い								
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない								
		(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)						
		<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>可能性がない</td> <td></td> </tr> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
施業計画通りに実施しない可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 可能性がある								
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない								
		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)						
		<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">転用の可能性</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>可能性がない</td> <td></td> </tr> </table>	転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
転用の可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 可能性がある								
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない								
	C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源)						
		<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス 地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td></td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明							
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス							
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源								
		リークージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリークージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。						
		<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">リークージの種類</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	リークージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし
リークージの種類	説明							
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし							
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし							

		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1"> <tr> <td>温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準</td> <td>説明</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明	<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明							
<input type="checkbox"/> 使用								
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1"> <tr> <td>不確かなデータの使用</td> <td>説明</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	不確かなデータの使用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
	不確かなデータの使用	説明						
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)							
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1"> <tr> <td>モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>説明</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>存在する</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>存在しない</td> <td></td> </tr> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
C.6 モニタリングプロットの設置		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングプロットの設定にあたっては、小班毎に尾根・谷等の地形を考慮、斜面上の位置等林分成長の標準的な位置に設定する。 ・同一林班であり、樹種や伐採年度を考慮、地形と林相が類似している林分は、モニタリングポイントをまとめ(グルーピング)、30haにつき最低1つのプロットを設定した。 <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料3-3」、「資料3-3_その1・2」のとおり 						
C.7 備考								

1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他

D.1 関連する許認可 及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p>			
			該当しない	該当する*
	1	森林・林業基本法		<input checked="" type="checkbox"/> 第9条森林所有者としての責務 その他(具体的に:)
	2	森林法		<input checked="" type="checkbox"/> 第5条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第11条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(法第34条の3保安林における間伐の届出等)
	3	自然公園法		<input checked="" type="checkbox"/> 第20条特別地域
	4	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)		<input checked="" type="checkbox"/>
	5	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	
	6	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	
	7	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	
	8	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	
	9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	
10	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>		
詳細については、「資料1-P」のとおり				
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>プロジェクト対象森林以外の当該森林施業計画内の森林において、森林所有者(北海道)以外に分収造林地においては造林者、分収育林地においては費用負担者及び育林者などの地上権者がいることから、電話及び文書等により次の2点について説明を行った(資料3-Eのとおり)。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、クレジット発行対象期間内に、土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く)を行わないこと。また、平成35年3月31日まで不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、第三者に当該土地を譲渡する契約を行う際には、譲り受け人に上記内容を説明すること。</p>			

D.3 その他特記事項	<p>先に記載したとおり、本プロジェクト対象地は、ほぼ全域が保安林に指定されているとともに、周辺地は自然公園指定されていることから、同指定目的に基づいた施業を実施する。</p> <p>なお、大雪地区の旭岳周辺は、原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息・生育に適している森林として道有林独自に「生態系保全の森」に指定、適切な施業を実施している。</p>
-------------	--